

選挙決る

投票日は八月七日

納期は7月25日
第2期
固定資産税

新市発足後初の市議会議員と市教育委員会委員選舉の投票日は八月七日と決定致しました。市議会議員の選挙区は小選挙区制を採用し議員定数は次のとおりです。

勝山選挙区	十人
平泉寺選挙区	二人
村岡選挙区	三人
北谷選挙区	二人
野向選挙区	二人
荒土選挙区	三人
鹿谷選挙区	三人
北郷選挙区	三人
連羽選挙区	二人
計	三十人

簡市教育委員会委員選挙は市を単位とする大選挙区制で行われます。

◆市民の皆さん

最も身近な選挙

ですから棄権をしないでよく聞き、よくみて、よい人を選び選挙の度毎に呼ばれている正しい選挙で明るい市政を楽しみましょう。

◆選挙事務(立候補受理)

市役所又は選挙区毎に各支所で日曜、祭日を問わず午前八時三十分から午後五時まで行います(七月二十二日と八月七日)。

選挙について疑問の点がありましたら最寄りの支所か市役所内の市選挙管理委員会へ御聞せ合下さい。申請は七月二十六日から七月二十八日までの三日間に印鑑持参の上手続きをまして下さい。受付は市役所及び各支所で行っています。

◆不在投票を

公私との理由で市外旅行及び疾病、妊娠などのために選挙当日投票所に行つて投票出来ない人は七月二十三日から八月六日までに不在投票をして下さい。

〔勝山選挙管理委員会〕

第一回勝山市民体育大会実施要項決る

第一回勝山市民体育大会は各関係機関で協議の上、このほど次のように実施要項が決定致しましたのでお知らせします。

◆第一回勝山市民体育大会実施要項

一、趣旨：第一回勝山市民体育大会実施要項は広く市民の間にスポーツを振興してその普及発達とアマチュアスポーツマンシップの昂揚を計り、併せて市民の健康を増進しその生活を明期にしようとするものである。

二、施行方針：右の趣旨に基き次の方針によって実施する。

①本大会は二万七千市民の体育祭であつて真に市民のためにする市民の大会とする。

②本大会は単に勝敗を競うばかりでなく、参加者も観客も共に楽しみとするものでなければならない。

③主催：勝山市、勝山市教育委員会

四、主管：勝山市体育協会、勝山市選

五、後援：市婦人会連絡協議会、市通

合PTA、勝山高等学校、勝山精華

高等学校、市中学校、体育連盟、市内

各小学校、各幼稚園、各保育所、区

長会、参加資格：原則として勝山市内に居住する者に限る。但し種目別に制限のあるものもある。

七、競技方法：各町対抗とする。低し

勝山町は二分割する。対抗競技は十

八、各種日程及び会場

(1)軟式庭球：七月十七日(雨天の場合は二十四日)午前十時より於

高口トントン(オーバン種目は種目別に決定する)。

(2)南校講堂(オーバン種目)

(3)軟式野球：七月十六、十七日午前九時より於南校グランド

(4)ソフトボール：七月十六、十七日午前九時より於南校グランド

(5)排球：七月十六日午後二時より於勝山精華高校コート

(6)剣道：七月十七日午後二時より於西校講堂

(7)水泳：七月十六日午後二時より於勝山水泳場(井大)

(8)陸上競技：七月十五日午前八時より於南校グランド

(9)相撲：七月十六日午前九時より於荒土町伊波白山神社

(10)卓球：七月十六日午前九時より於勝山中学校講堂(雨天の場合は十

七日)

勝山市告示第十九号

地方自治法第二百三十八条第二項の規程により昭和三十年度勝山市一般会計歳入歳出追加更正予算の要領を左のとおり告示する。

昭和三十年七月十日

勝山市長 山内継喜

昭和三十年度勝山市一般会計歳入歳出予算については去る四月二十五日附勝山市議會第十三号を以て既に御承認のことと存じますが、今回六月定期市議會に於て更に別議の通り二、六八三四〇〇円の追加更正予算が議決されましたのでその摘要をお知らせ致します。

二款 市役所費

つね日頃市役所の行政運営として御協力頂いている区長さんの手当を増額したもの。

一一四、八〇〇円

四款 土木費

一般市道修繕工事三〇〇、〇〇〇円

五款 教育費

北郷小中学校通学用橋梁工事

一〇〇、〇〇〇円

六款 社会及労働施設費

成器西校給食用消毒器購入二〇〇、〇〇〇円

七款 市内各小、中学校に対する駆虫塗

並給食の助成二七〇、五〇〇円

八款 子供用品費

市内各小、中学校に対する駆虫塗並給食の助成二七〇、五〇〇円

九款 青少年問題協議会費

青少年問題協議会が結成されるまでの助成金三〇、〇〇〇円

十款 保育所係母の諸手当

七〇、八〇〇円

十一款 保健衛生費

七月より汚物寛解人夫一名増員のための賃金並に夏寒水代金六二、〇〇〇円

十二款 農業奨励費

害鳥防除費補助二〇、〇〇〇円

十三款 木炭組合助成その他の林業関係負担金四〇、〇〇〇円

十四款 胜山旅物組合助成二〇〇、〇〇〇円

十五款 施設整備費

白山国定公園指定その他観光開発一〇七、〇〇〇円

昭和30年度勝山市一般会計
歳入歳出予算現況



十一款 寄附金に対する寄附金は既に五種類のうち上記の四種類である。以上は既に六庫市に寄附金に対する寄附金が既に五種類のうち上記の四種類である。以上は既に六庫市に寄附金に対する寄附金が既に五種類のうち上記の四種類である。

昭和三十年度勝山市一般会計歳入歳出予算

歳 入 の 部					
番号	款 别	当初予算額	6月定期議会に於ける追加更正額	累計	累計の百分比
1	市地 方 公 分 使 国 县 等 市 入	82,566,300円	2,422,000円	84,988,300円	34.98%
2	税 交 通 金 及 手 出 入	22,000,000	—	22,000,000	9.06
3	公 企 金 及 附 金	18,180,700	—	18,180,700	7.48
4	支 手 支 附 金	936,700	—	936,700	0.38
5	支 手 支 附 金	4,004,600	—	4,004,600	1.66
6	支 手 支 附 金	28,921,800	94,500	29,016,300	11.94
7	支 手 支 附 金	8,512,300	13,000	8,525,300	3.51
8	支 手 支 附 金	2,140,000	100,000	2,240,000	0.92
9	支 手 支 附 金	1,000	—	1,000	0.01
10	支 手 支 附 金	6,598,700	53,900	6,652,600	2.74
11	支 手 支 附 金	66,400,000	—	66,400,000	27.33
歳入合計		240,262,100円	2,683,400円	242,945,500円	100.00%

歳 出 の 部					
番号	款 别	当初予算額	6月定期議会に於ける追加更正額	累計	累計の百分比
1	歳 会 所	3,423,400円	—円	3,423,400円	1.41%
2	役 防 木 労 勤 生	39,628,900	124,800	39,753,700	16.36
3	防 木 勤 生	6,813,500	—	6,813,500	2.80
4	防 木 勤 生	17,072,000	300,000	17,372,000	7.15
5	防 木 勤 生	82,828,800	570,500	83,399,300	34.33
6	防 木 勤 生	27,244,700	312,900	27,557,600	11.34
7	防 木 勤 生	3,176,000	402,000	3,578,000	1.47
8	防 木 勤 生	22,091,900	387,600	22,479,500	9.25
9	防 木 勤 生	3,338,900	75,000	3,413,900	1.40
10	防 木 勤 生	546,500	—	546,500	0.23
11	防 木 勤 生	1,159,500	—	1,159,500	0.48
12	防 木 勤 生	24,201,900	—	24,201,900	9.96
13	防 木 勤 生	6,736,100	510,600	7,246,700	2.98
14	防 木 勤 生	2,000,000	—	2,000,000	0.84
歳出合計		240,262,100円	2,683,400円	242,945,500円	100.00%

六月十六・十七日

市議小選挙区定員条例

本年度追加更正予算等議決

現議員任期最後の六月定期議会は六月十六日勝中講堂に於て開会され、主案たる市議選挙区条例について成乱があり会期一日延長の止むなきに至りたる結果原案とおり可決された。

第一日（十六日）午前十時四十二分

沢田副議長議長席につき開会を宣し話

一般の報告の後、山内市長より招集の挨拶ありて会期を一日とするに決定

それより議会運営委員会の決議に基き市議に対する一般質問に入り原案に発言を許す。

★ 沢田議員（さきに長山公頃に予定

されてる戦没者共同墓地の設置について質問。

★ 山内市長（本件については公園に共同墓地を設けることは公園建設計画上適当でない）ので他の地域に適当なる土地を求めるに處置したい。

★ 平井議員（農林行政について県興改善策を認めたし、勝山大用水關係灌地補償、勝山大用水以外の町村用水に対する補助及将来的助成計画、水稻病虫害防除対策及び防除費補助等について質問）。

★ 山内市長（出雲都市として総合的有機的施策を調査研究の上万全を期したい。この際農民各位も大いに反省し技術の向上に努められた）。

★ 大用水關係の灌地補償については適当なる処置を講ずると共に、他の用水に対する助成も財源の許す限り助成したい。

★ 沢田議員（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

★ 山内市長（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

★ 山内市長（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

★ 山内市長（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

★ 山内市長（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

★ 山内市長（財政再建委員会三ヶ月計画立案について意見を述べ道路の整備についているが市としては国家予算の決定を俟つて研究整備したい）。

勝山市六月定期議会議案一覧表	
議案番号	議案題目
1	議案第一号 藤山市教育委員会議案（議案提出委員）一名補充選舉の件
2	議案第二号 昭和三十年度勝山市一般会計歳入歳出追加更正予算の件
3	議案第三号 勝山市選挙区条例制定の件
4	議案第四号 勝山市青少年問題協議会設立条例制定の件
5	議案第五号 勝山市消防団設置条例制定の件
6	議案第六号 勝山市地区農業委員会設立条例制定の件
7	議案第七号 勝山市青少年問題協議会設立条例制定の件
8	議案第八号 勝山市青少年問題協議会設立条例制定の件

促進し、これに併行して主要道路から施工したい。専用在市税等額に匹敵する教育費については今後慎重に考慮したい。人件費節減については合併後日度く種々の頭で手数を要するので至難であり、地下資源の調査については目下有望な結論が出ていないが失誤することなく一層開拓に努めたい。

★ 山口商工課長（工場説教については新市建設課にもあるので常に考慮している。要は資源、労力、交通等に支配され、条件が工場経営に副わねばならないので市としても日下鉄意研究中である。青少年問題については青少年問題協議会設置条例上程の際に答弁願うことにする。

★ 丹後議員（滞納税金は七〇〇万円の多額で、その中に議会議員の滞納者もあり速かに断固たる処置を图る。専現在の滞納状況並に整理方針につき質問）。

★ 上山税務課長（滞納税金の税目別数字を説明し今後とも整理に全力をつくすべく言明）。

★ 石田議員（市税規制行事計画中の記念植樹及び老人向行歩について質問）。

★ 平井税務課長（記念植樹については日下森林課に於て計画中であり、老人向行歩については少しでも要望に答える意味で各部局に看板を配付した）。

★ 長谷川議員（先刻の丹後議員の質問に対する税務課長の答弁中滞納税金

が私の調査したのと違うのは如何。直者が馬鹿をみないよう懲戒されたい。次に固定資産税賦課について非課税者免稅となるものに課税されているものがあり私は再三注意したが未だに起因しては私の答弁は五月末決算の実状で申上げたのであり、滞納整理及非課税者に対する課税の点についても善処する婦人代表として旧町村の金長を招待されなかつた理由につき質問★ 沢田議員（島田すえを議員）市税規制式典に）当時の説賀式典準備委員として経過を説明）。

★ 上山税務課長（滞納税額の誤差に就ては、上月未決算の実状で申

ては私の答弁は五月末決算の実状で申されないので速かに審査を調査の上今後とも注意されたい。

★ 上山税務課長（滞納税額の誤差に就ては私の答弁は五月末決算の実状で申

ては私の答弁は五月末決算の実状で申

長守当、農業共済組合、納稅報償金制度について質問

★ 山内市長、上山税務課長よりそれとも答弁あり

★ 沢田議員は三月定期例議会に要請した三空接の補修費は今回も計上されないが次の提出には是非実現願いたい。

★ 山内市長は明年度中にはぜひ解決したい。

以上で質問を打切り原案どおり可決確定、次に議案第二十四号地区農業委員会設置条例制定の件を上程。山根農林課長提案理由を説明し、平井農務委員長より委員会は事前審議の結果原案どおり認めたと報告。本件は委員長報告どおり可決。

次に議案第二十五号青少年問題審議会設置条例制定の件を上程。仲村氏生議案提案理由を説明し、辻田社会委員長より委員会は事前審議の結果原案を可として決定したと報告。裁決の結果全員異議なく原案どおり可決。

次に議案第二十六号勝山市消防團設置条例の一部改正の件を上程。

平井總務課長提案理由を説明し、南部警備委員長より委員会は事前審議の結果多數をもつて原案の外に辻田團長若干名とあるを十二名とする修正案を可決したと報告。

樽内、和田、沢田、伊藤の各議員より発言ありて平井總務課長の答弁あり

原案を承認し、修正案を可決し、原案を可決して可決。

次に議案第二十七号市立学校及び公

民施設使用条例の一部改正案を上程。

伊藤教育長提案理由を説明し、全員賛成を以て原案どおり可決。

次に議案第二十八号市有財産宅地貸与の件を上程。

山口商工課長提案理由を説明し、原案どおり可決。

次に議案第二十三号勝山市選舉区条例制定の件を上程。平井總務課長提案理由を説明し、酒井總務課長より過日

議案委員会に於て事前審議の結果原案を容れられず、委員会に於て裁決の結果原案を多數意見を以て原案とおり決定したと報告。石田、辻、牧野、池内の各鹿谷町議員より促進協議会の決定は法的に

何等根拠がないから山紙に廃しと譲解のため暫く保留されたいと発言あり。

山岸議長より促進協議会に於ける当時の決議の状況を説明。午後五時二十分

一旦休憩、休憩中總務委員会を開催午後四時三分再開。

★ 酒井總務委員長は御要求に応じ時間を一時間として委員会を開くことを了承。

一見休憩、休憩中總務委員会を開催午後四時三分再開。

拘を一日延長し、明日午後二時再会することに決定。

第二回(十一月)節日保留在たる議案第二十三号勝山市選舉区条例を上程

★ 多田議員は鹿谷町議員として本案の裁決を一日猶予保留されたることを感謝し、本案について今一應總務委員会に於て再審議されるよう要望する。

★ 酒井總務委員長は御要求に応じ時間と一時間として委員会を開くことを了承。

一見休憩、休憩中總務委員会を開催午後四時三分再開。

★ 酒井總務委員長は委員会に於て再度協議したるも昨日決定の線より一步も前進せず、遺憾ながら原案賛成を再確認す。

原案を撤回されん事を望む。

★ 山内市長は私は円満解決出来るもの信じていたが誠に貴様に思ふ。促進協議会の決定は重要視すべきであると考え提案したので何卒御了解願いたい。

★ 山岸議員は裁決を宣し原案賛成の方は起立を乞う。多数起立、このとき鹿谷町議員退場す。

★ 山岸議員は多数の賛成を以て原案どおり可決確定を宣す。

次に北部中学校建設地選定の経過報告ありて午後四時十五分閉会。

【議会日誌】

六月二、三日 北信越市議会議長会

六月八日午後一時 議会運営委員会

六月九日午後一時 農務委員会

六月十日午後一時 資備委員会

六月十三日午後一時 諸務委員会

六月十四日午後一時 財政委員会

六月十五日午後一時 社会委員会

六月十六日午後一時 定例議会

六月二十三、二十四日 地方自治議議員大会

六月二十六日 全國市議会議長会議

六月二十六日 定例議会

六月二十六日 地方自治議議員大会

六月二十六日 第七回の国土建設週間を

この為には国土全体を我々の手で整し、各人の協力で建設の諸事業を推進し、明日の生活を明るく希望に満ちたものにせねばなりません。

しかし我々が名実共に自立し得る迄には前途なお幾多の困難を覚悟せねばなりません。狭い国土に居住する多くの人口問題

を解決し、一方又荒廢した国土を再建保全し、更に開発して国土利用の高

度化を計り併せて生産力を

高め、国民生活を安定させ、経済的にも眞の独立国家たらしめるためには、その基礎条件たる

國土建設の強力なる進歩的開拓の爲めに、その御理解と関心を高め、その強

力なる御支援の下に希望ある新生日本建設への一大推進をしようとするものであります。

交通事故防ぎましょ

勝山警察署

当署管内における昨年七月以降現在までの交通事故は別表の通りで、これを仔細に検討しますと、自動車運転者の不注意による事故が多いことは勿論ですが、それのみではなく行者や自転車側の不注意によつて惹起された事故もまた見逃すことの出来ない事実であり、特に幼児、学生々徒の死傷が増加する傾向が窺われる所以あります。

警察と致しましても從来より啓蒙並びに指導取締を勵行していますが今回更に之が強化を図り事故防止に努めるため七月、八月の二ヶ月間を自転車等の啓蒙及強化月間として実施することになりましたので左の点をよく守つて交通事故のない明るい勝山市建設のため皆さんの御協力をお願い致します。

- 一、対面交通（人は右、車は左）を勤行致しましよう。
- 二、道路を斜めに横断しないこと
- 三、道を歩く時は木に並んで歩かないこと
- 四、踏切、交叉点を通る時は左右に注意すること
- 五、道路で烟火をもてあそび又はまり投げその他の迷惑をしないこと
- 六、交通のひんぱんな所で幼児、児童に遊戯させたり一人歩きをさせないこと
- 七、交道の妨害となるような材木、自転車その他もの放棄しないこと
- 八、路上四メートル以下に日除けなどを設けないこと
- 九、自転車の無灯火、二人乗り（設備のない車）はやめましょう
- 十、自転車の発電ランプは照射方向が下向であつて照射炎が前方五メートルを超えないものであること
- 十一、自転車には必ず後部に赤色の反射鏡をつけること
- 十二、ブレーキのきかない、警音器の設備のない自転車を運転しないこと
- 十三、自転車がけん引に適する構造装置によつてリアカギ一台をけん引する場合は他の車をけん引してはならない
- 十四、自転車に次のような大きな荷物をつけるときは警察署長の許可を受ければなりません。長さは自転車の全長（後方〇、三メートルを含む）巾は車の中心から左右〇、五メートル高さは地上二、八メートルおよび重量は

七十五キログラム以上のもの
十五、次の場合は警察署長の許可を要すること

- ① 道路に於て工事又は作業をしようとするとき
- ② 道路に碑表、廣告板、飾塔等を設置しようとするとき
- ③ 道路に露店、屋台店等を出そうとするとき
- ④ みこし、山車、はやし方等を出すとき
- ⑤ 道路に小屋または屋台の類を設けるとき
- ⑥ 戰技、展示その他のこれらに類する行為をするとき
- ⑦ 広告又は宣伝のために諸車の行列を行進をするとき

交通事故概況（昭和二年八月）

月 別	発生件数											
	月 別				時間別				季 別			
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
件数	4	2	1	1	1	1	1	2	29	7	8	9
時間別	0~4	4~8	8~12	12~16	16~20	20~24	24	1	1	1	1	1
季別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
⑪ 場所	直進道路七件、交叉点五件	曲角一件、計十三件	駅前通り一件、計十三件	自転車と自動車	自動車と自転車	自転車と人	自動車と人	自動車と自転車	自転車と人	自転車と人	自転車と人	自転車と人
⑫ 事故種別	歩行者による走行不適当	車の右折不適当	車の左折不適当	車の右折不適当	車の左折不適当	車の右折不適當	車の右折不適當	車の右折不適當	車の右折不適當	車の右折不適當	車の左折不適當	車の左折不適當
⑬ 時間別	0~4時	4~8時	8~12時	12~16時	16~20時	20~24時	24時	1時	5時	9時	13時	17時
⑭ 月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別	月別
⑮ 総計	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

◆お知らせ◆
未亡人身体障害者等への更生資金の貸付について

（このほど政府より更生資金として貸付金が勝山信用金庫へ適切に引き受けた。借入希望の方は至急市役所民生課又は直接専用金庫更生資金係へ御申込下さい。

1、借入人の資格
未亡人、身体障害者その他の一般生活困難者で独立して事業を遂行する意志を有し、且つ具体的な事業の計画を有するもので成案の見込みがあり返済確実なるもの。

2、貸付限度
一世帯につき三万円以内）

（このほど政府より更生資金として貸付金が勝山信用金庫へ適切に引き受けた。借入希望の方は至急市役所民生課又は直接専用金庫更生資金係へ御申込下さい。

1、借入人の資格
未亡人、身体障害者その他の一般生活困難者で独立して事業を遂行する意志を有し、且つ具体的な事業の計画を有するもので成案の見込みがあり返済確実なるもの。

2、貸付限度
一世帯につき三万円以内）

（このほど政府より更生資金として貸付金が勝山信用金庫へ適切に引き受けた。借入希望の方は至急市役所民生課又は直接専用金庫更生資金係へ御申込下さい。

1、借入人の資格
未亡人、身体障害者その他の一般生活困難者で独立して事業を遂行する意志を有し、且つ具体的な事業の計画を有するもので成案の見込みがあり返済確実なるもの。

2、貸付限度
一世帯につき三万円以内）

（1）加害者陳行違反六件、未満運転三件、左折不適當、前方未確認、過誤不適當、後退不適當各一件。

（2）被害者車上りの歩降り、酒路の鋸横断、車の右折不適當、人の左側通行車の右側通行、車の斜行違反、子供の大人用自転車乗り、自転車二人乗り、横断歩行、人の広路不注意各一件。（写真は答辯を述べる酒見代表）

計十四名
二二一名
二二二名
二二二名
大三件
一件
一件
一件
一件
一件
一件
一件
一件
一件
十才以下
計十三件
四名
三十才四十才
四十才五十才
五十五才以上
五六十才以上

三・貸付期日
四・利率
五・償還方法
六・保証人

二年以内
年六分
一年以上
年六分
一年以上

管内の土木事情について

II 勝山土木出張所長 II

市民の皆様、勝山土木出張所は勝山市地域をそのまま管内として土木、建築の全般的な行政をやつている県の唯一の出先機関であります。管内の内大抵の人は御存知の方ですが、未だくらかの人は管内の土木事情についてはつきり御存知でない方もあるうかと存じますのでその点についていざか御紹介致します。

さてこの管内には中央を県下最大の河川である九頭龍川が貫流し、周囲は全く高樹で取り囲まれ、そこから発する大小六つの準用河川（河川法を準用する県立支流の河川）がありまして毎年多かれ少なかれ災害を繰返しています。即ちこれらの河川は又殆んど未改修であります。九頭龍川の如きは亂流した昔からの河成り（流の形）の爲兩岸に一応堤防を築いたようなもので、今後これら河成りの改修及堤防の補強、延長は近年の内にうんと行わねば、一朝洪水の時は誠に不貳なものであります。昨年から本年にかけて九頭龍川だけでも約三千万円余の災害復旧工事が行われています。

又比島地籍に於ては長さ二百五十メートル、事業費三百万円の堤防築造工事が行われ、現在専用中であります。

鹿谷川は一昨年より河口から改修を始め五百メートル、事業費三百五十万円が投ぜられ、本年度も少くとも前年程度の事業が行われる筈です。

淨土寺川は御承知のように県道下流が災害により荒れていますので是非共本年度の国庫補助事業に加えられるよう市長さんと共に本省及び県に陳情致しました結果、漸やくめどがつき本年江相当地域の改修事業が行われ、勝山病院附近の浸水も免がれ、併せて附近地の乾涸化及び上流地方の排水もよくなることでしょう。

野向小学校 復旧工事完了

昨年九月三十日焼失しました野向小学校の復旧工事は工費七一〇万円を以て本年一月上旬竣工し、このほど木造二階建瓦葺校舎延二二七坪と附屬建物三十八坪が目出度く完成致しました。

昭和三十年度一般個人金融公庫住宅及産業労働者住宅資金貸付の申込受付について

一、一般個人住宅

A 三回以上の申込者、新規申込者

B (十二坪以下の者、十五坪)十五坪以下十五坪以上)十五坪以上)の場合は耐火構造とする。

※ 少坪数及申込回数の多い場合は

一、土地の融資対象は五十坪以内

ハ、貸付対象額は坪当り不逾二万円

耐火構造四万五千円、返済は十八

年年五分五厘

ニ、申込受付期間七月十一日～七月二十三日

イ、融資対象面積共同住宅は一戸当たり

四十三坪以内、共同宿舍は一人平均

坪土地は建物延面積の二倍以内

戸、構造はすべて方針として簡易耐火

造及耐火構造とする

ハ、申請受付は六月二十八日～七月三

十日県建築課宛、なお詳細につい

ては県建築課又は土木出張所に御

て交通系統もかわり現在の本町通りは商店街として生まれ変わることでしょう。

又ローカル県道につきましては、昨

年度のみでも平泉寺町外四ヶ町地籍で

四糸余、事業費八百五十万円の矢張對

策改修事業が行われ、逐次長くなる事

でしよう。

以上申述べたように管内の土木事業

は漸く昨年度当りから軌道にのつたよ

うに思われますが原下他市に較べて勝

山市桂都市形態の立ち退れている所は

す。又勝山と下荒井間の国道も昔のま

で曲りくねつた所謂歐洲時代の道路

で四糸あります。政府の道路整備五

ヶ年計画中に折り込まれているのです

から最終年度三十二年度までには何と

しても改修しなければなりません。

都市計画事業としては福井精練の前

通りが二十七年度から始められ、長さ

三百五十メートル、市十一メートル、

事業費約七百万円が投せられましたが

市長さんと共に当局に強く訴えた結果

、本年度は予算的に増大し延長も四百

メートル、金額も過去三年分位が戴け

るようです。この線が完了すれば国道

として、又勝山市の唯一の広小路とし

て交通整理せねばならなかつた事だ

けでも文化都市とは申せません。

少くとも土木事情に関する限りは大

いに努力しなければなりません。皆さ

ん、現在の国や県の財政状態ではただ

「堅して美食を得る」の時代ではありません。

「天は自ら助くるものを助く」で市

民の皆さんの努力が何よりも必要です

今後市長さんを中心とし、県、市会議員各位と相協力し、事業の推進を計

つてこそ進歩あり発展があるものと信じます。

一日も早く私達の郷土を住みよい所と致しましよう。

!!!あなたはいつも狙われている!!

夏の犯罪について

勝山警察署

人歩きが原因しています。

一、激情犯が増加します。暑氣は人間の思考力を減退させ、能動的にならぬ、自主性を失い激昂させます。このため些細なことから喧嘩口論となり殺人、傷害、暴行等の犯罪を犯す結果となりがちです。

しかし暑氣中の犯罪だからと云つてその過度を自然界的責任に転化することには許されていません。したがつてこれら犯人の原因となる憤怒、公憤、怨恨等の空氣に至きこまれないよう皆さんが日常生活におけることが大切です。

二、風俗犯罪が増加します。
夏は女性の服装が目立つて浮物になり、家屋が開放的なつて女性の姿態が外部から容易にのぞかれるようになります。夜間女性の一人歩きは特に慎むべ
れられた結果強姦、わいせつ行為などの罪を犯す機会が多くなります。また、外で屋外にて強姦された事件の六四%は夕方から前半夜にかけての女性の一

今後の耕地

事業について

食糧増産の基本をなすものは何と申しましても土地改良をして二毛作化を普及する事であろうと有ります。農地改革も大体終りを告げ、今度は農業改革の時代となり随分この問題も以前からさわがれていますが、一向に進まない原因を検査してみますと先づ第一に

工種		事業主体	補助対象の範囲	平均累積	補助率	地元負担額
水路	河川水路	河川整備事業	河川水路(500m以上)	反対	四割	五百円以内
灌漑	灌漑渠	灌漑渠	灌漑渠(10町以上)	七割	八百円	五百円
排水	排水渠	排水渠	排水渠(50m以下)	全右	七割	五百円
土改	土地改良区	土地改良区	土地改良区(50ha以上)	全右	七割	五百円
通	休	休	休	全右	七割	五百円
施	施設	施設	施設(流入水深19度)	以下	七割	五百円
系	道路	県及團体	道路(50ha以下)	全右	七割	五百円
部	體	體	體	全右	七割	五百円
地	役場	役場	役場(50ha以下)	全右	七割	五百円

士地の改良をしたいのです。別表のように政府の要望する基本線が余りにも大きいので当市ののような山間田園都市では、機会あるごとにこの問題について市当局も研究して来たのであります。何分政府としましては全国から推考するとき、今年は余り大きな期待が持てないので今後の耕地事業

ここに一例を申し上げますと一部に余りにも複雑な工事をした為に漸く工事を完了し乍らも、竣工検査が通らず手直し／＼となり肝心の補助金すらも交付されない件数も少なくないので、こんな事になると地元農民は車すに及ばず請負業者も迷惑を蒙り、市当局としましても今後の耕地方案の控を獲得する上にも大きな支障を来す事となり事は土地改良事業を早く推進するにあたらないと思います。第一地元に熟が入る事にもなりますので特に申し上げられるよう御願い致します。

尙又地元負担金支出しの事は充分考慮されて前納される位の熱意を示してくださいといふ事ですが、工事に対する監督もついおろそかになる悪いが、工事が終つてから問題を起さないよう重ねて御注意申し上げます。

専門業者の力も良心的な仕事をして頂いて後で問題が起きないよう心掛けて貰きたいと存じます。専門業者の補助率は別表のとおりですかから何卒よく御研究下さい。
(農林課)

(全国) 昭和二十八年中における激情犯罪
及び風俗犯罪の発生状況

	激情犯罪		風俗犯罪	
	殺人	暴行	傷害	強姦
七月	318	2,328	5,039	391
八月	261	2,473	5,480	373
八月平均	249	2,090	4,377	293
				102

○ 補助内容は右表の通りですが、それよりの事業を竣工され、県の検査が終了された場合に限り市費として一割程度の補助をすることになつております。

タ
シ
は
こうすれば恐くな
い

タ
シ
は
く
れ
た
り
鳴
き
蛙
々
の
あ
る
が
雷
です。
日本
神話
より
すと、
雷神
は正
哉
勝
勝
天
忍
耳
母
(マサカアカヂカヒアマノオ
シホヒノミコト)です。

さかんにはげしくすさまじい音でビ

カく光る天の火の神様と云う意味でビ

ク科学的に申しますと電気現象ですが電

その発生原因は電流による界電の二つ

によつて早い日と遅い日によつて起る

熱雷と、暖かく連続雷による境界即ち電

気の接觸による電流も数十万アンペアに達す

るものがあります。さてこのよだな落雷から受けける危害を防ぐには、建築物等ならば、しつかりした避雷針を建て

電気施設や電話には避雷器をつけます

雷が近づいてきたら、次のように注意しましよう。

(1) 電気の引込安全栓を切ること。

(2) 配線の近くや電灯の下にいないこと。

(3) 部屋の柱などに寄りかゝらぬこと。

(4) 屋外で電柱や大樹の下に寄るのは最も危い。

(北陸電力勝山営業所)

し電圧が大変高いのが普通です。
いづれにしても上層の冷たい空気中
え下層の暖かい、然も水分を含んだ空
気が盛り上つっていくとき、暖かい空気
と冷たい空気の入れ替りが激しく起り
雷雨が起るのですしかもその電圧は直
接、測定はできませんが、しばらくして
高くて一億ボルト以上といわれます。
落雷の電流も数十万アンペアに達す
るものがあります。さてこのよだな落雷
から受けける危害を防ぐには、建築物等
では、しつかりした避雷針を建て
電気施設や電話には避雷器をつけます
雷が近づいてきたら、次のように注意しましよう。



7月30日～8月3日

幼児の水遊びは

非常に危険です

勝山警察署

いよいよ夏を迎えて水に親しむ季節

となつてきましたが最近幼児の溺死が

非常に多くなりました。

当署管内に於ても六月下旬より現在

までに二、三才の幼児が三人まで犠

牲となっています。本県における昭和

三十九年中の変死者の状況を見ますと
変死者が三百七十三名となつております。
その中の四十名が溺死となつていて、
月別では六月より八月にかけて最も多く
特に八月に於て十五名の死者を出しています。

これらの中特に幼児の溺死が多く、
いづれも保護者が一寸油断をしている
とか、又は仕事に追われているため子
供を一人で遊ばせておくと云うことが

最も大きな原因となつております。
これらの事故を防止するためには次
の事をよく守つて悲惨な事態にならない
ようお互いに注意致しましよう。
一、子供に対して普段よりよく水につ
いて教育しておくこと。
二、保育施設のないときは必ず子供
を身近において充分監視すること。
三、保護者が外出するときは必ず誰
かしつかりした人に子供をみても
らうよう依頼しておくこと。
四、溺れた子供を発見したときはすぐ
に人工呼吸を施し手当をすること。

水泳時間中川上で洗濯はやめましょ

◆ 禁止場所 胜山辨天水泳場上

◆ 期間 七月二十一日から

八月二十五日まで

毎日午後一時、
午後四時



煙草は市内で買いましょう

